

食品安全委員会（第860回会合）議事概要

日 時:令和4年5月31日(火) 14:00~15:20

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

動画配信:一般14名、報道2名、行政2名

(1) 令和3年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明

本件については、引き続き、厚生労働省を始めとするリスク管理機関と連携して食中毒の被害防止に努めていくこととなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 4品目
ピリプロキシフェン、フルピラジフロン、フルミオキサジン、メトキシフェノジド
- ・ 農薬及び動物用医薬品 1品目
イソプロチオラン
- ・ 動物用医薬品 1品目
モサプリド

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「ピリプロキシフェン」、「フルピラジフロン」及び「メトキシフェノジド」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「フルミオキサジン」、農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」及び動物用医薬品「モサプリド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「フルミオキサジン」については、農薬第四専門調査会において、農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」については、農薬第五専門調査会において、動物用医薬品「モサプリド」については、動物用医薬品専門調査会においてそれぞれ審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目（評価要請の取下げ及び残留基準削除の評価要請）
スルファチアゾール

→厚生労働省から説明

平成19年3月19日付で厚生労働大臣から食品健康影響評価要請があった動物用医薬品「スルファチアゾール」については、取り下げられたものと認め、専門調査会における調査審議は中止することとなった。

また、本成分は、国内において食用及び飼料の用に供される農薬物、並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されておらず、国外においても、農作物及び使用の対象となる動物に使用される可能性は低いと考えられる。また、残留基準を削除した場合、本成分は抗菌性物質であることから、食品に「含有してはならない」という、現状より厳しい管理措置がとられることから、この管理措置が適正に実施される場合にあっては、今後本成分が残留した食品が国内で流通する可能性はないと考えられ、当該残留基準の削除は、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関に伝えることとなった。

・動物用医薬品 2品目

クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）

牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}*及び*E^{ns}*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）

→農林水産省から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 1品目

ROM株を利用して生産されたα-アミラーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について

・農薬及び添加物「フルジオキシニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬「イソピラザム」については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、農薬及び添加物「フルジオキシニル」については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

イソピラザムの許容一日摂取量(ADI)を0.055 mg/kg体重/日、急性

参照用量 (ARfD) を0.3 mg/kg体重と設定する。

フルジオキシニルの許容一日摂取量 (ADI) を0.33 mg/kg体重/日、急性参照用量 (ARfD) を2.5 mg/kg体重と設定する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「*Komagataella phaffii* BSY0007 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

Komagataella phaffii BSY0007 株を利用して生産されたフィターゼについては、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(4) その他<旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて>

→事務局から説明。

本件について、食品安全委員会専門調査会等運営規程の別表に基づき、農薬及び動物用医薬品「エマメクチン安息香酸塩」については農薬第三専門調査会において調査審議する農薬として指定し、同専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。